



今回のテーマ

- 1 子の看護休暇と介護休暇が時間単位で取れるようになる見込みです【育児・介護休業法改正】
 - 2 70歳定年は近い？
 - 3 冬の労災にご注意を！
- ☆ コラム

1 子の看護休暇と介護休暇が時間単位で取れるようになる見込みです【育児・介護休業法改正】

子の看護休暇と介護休暇につきまして、現在は半日単位での取得を認めるよう義務付けがなされていますが、さらに細かい取得が可能となります。

改正内容のポイントは2つ

- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者も休暇を取得できる
- 1時間単位で休暇を取得できる（1日につき1日の所定労働時間数が限度）

希望者が増えることが予想されますので、今から準備を進めたいところです。

【施行期日等（予定）】

公布日：令和元年12月

施行期日：令和3年1月1日

【参考ホームページ】

『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に係る御意見募集について』

『成長戦略実行計画—首相官邸ホームページ』

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PC>

[MMSTDETAIL&id=495190253&Mode=0](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/employment_opportunity/#01)

2 70歳定年は近い？

雇用対策基本問題部会において、70歳までの就業機会の確保が議論されています。

2050年に日本の人口は約1億人まで減少する、といわれています。働き手の確保にあたり、高齢者の就業率向上を図ることは有力な選択肢の一つです。

政府は「成長戦略実行計画」のなかで、「70歳までの就業機会確保」の方向性を打ち出しています。そのうちのひとつに「70歳までの定年延長」があります。

現在の定年の下限は60歳、65歳までの継続雇用制度導入が義務付けられています。部会の議論においても、本人の体力、企業の業務の幅など、ひとくりに制度設計をするのが難しいと、慎重な意見も出ています。

まだまだ70歳定年は先の話、というところでしょうか。

なお、現在65歳となっている年金支給開始年齢の引上げは行わないとのこと。あわせて今後の動向に注目です。

【参考ホームページ】

『成長戦略実行計画—首相官邸ホームページ』

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/employment_opportunity/#01

3 冬の労災にご注意を！

暖かな冬を迎えておりますが、積雪寒冷の地域では冬ならではの、労災を減らそうという運動が展開されております。それは冬の労災は夏の熱中症対策と同じくらい対策が必要とされており、且つ1月から3月までの期間はほかの時期より労働災害件数が増える時期と言われております。

北海道の「北海道冬季ゼロ災害運動」、山形労基の「冬の労災なくそう運動」、長野県「STOP 冬季災害」、新潟・富山・石川・福井は北ブロックとしての共同の取り組みとして「冬季無災害運動」など、各地域でリーフレットやポスターを作成し労災防止対策をしております。

全国的に共通している事故は、凍結による、転倒、転落、スリップによる交通事故、除雪作業に伴う墜落災害です。

雪の降らない地域ではリスクカウントは中々されませんが、朝の6時から10時が事故の多い時間でもあるようです。

地域性のほかに防止したいのは一酸化炭素中毒。換気で改善できますが、これは全国で予防策が必要です。

ヒートショックについても疲労が蓄積している中、寒い外部と暖かな室内の出入りで血管に負担がかかるケースもあります。消防署からも一酸化炭素中毒やヒートショック防止対策強化もされております。

1月-冬災害これからは本番です。

外気温が4℃以下になると発生のリスクは急増します。マイナス2℃以下になると急激に転倒発生率は上がります。これからの季節は最低気温にも注意を払う必要があるといえるでしょう。

屋外通路、段差、スロープなどの凍結による転倒を防ぐには安全に移動する為の照明器具、凍結防止

剤、マット等が有効的のようです。

凍結による転倒、衝突、スリップ事故は休業4日以上で重症になるケースも多いようです。

雪が降らずとも、歩きスマホの禁止、転倒防止の靴の着用などで事故も最小限に防ぐことが大切です。



名古屋オフィスの公式インスタ

名古屋オフィスにおきましては、公式インスタを開設しております。

更新はおおよそ火曜、金曜の週2回、現在のフォロワーは41名です！



アカウント ⇒ @satogroup_nagoya

たくさんの方に名古屋の雰囲気を知っていただきたいと思っておりますので、ご愛顧のほどお願い申し上げます。

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人名古屋オフィス

〒450-0002

名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル4F

TEL: (052) 414-5836